

## 第十九日目

師 範：承久の乱を治めた北条義時の子泰時は3代執権となった。

武士とくに御家人が土地をめぐる争いごとで訴え出ることが多かった。

しかし朝廷の裁判担当のつごうのよいようにされてしまうことがあった。

また漢字の読めない武士や律令の細かい決まりを知らない武士が多かった。

北条泰時は、身分の高低にかかわらず、公平な裁きがされるように基準をつくらなくてはならないと考えた。

1232年に、法を定めました。その名は、裁きのことをご成敗というので「御成敗式目」。別名を、定められた年の元号をとった「貞永式目」という。

51か条という簡けつなものでしたが、江戸時代にいたるまで武家社会の法として大きな意味をもつものになりました。



### 1232年 御成敗式目を定める。

この年を覚えましょう。

ペン太：なかなかよいものができました。



### 「一文に書き表した武家の法」

「ひとふみ」と123を読んで、それに「に」の2を付けて1232年。

コン太：上できだ。



師 範：短いがよく感じが出ている。これはうまくいったね。

コン太：ぼくは、123に2だから、このまま覚えちゃう。